

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和8（2026）年6月1日（月）
開会 午後4時00分
閉会 午後4時47分
場所 市役所5階特別会議室

出席者

（選挙管理委員会委員）

委員長	石原正裕	委員	加藤好光
職務代理者	吉岡稔	委員	寺嶋敏勝

（事務局）

書記長（総務部部長）	城千穂子	書記（総務課専任副主幹）	小野田浩司
書記（総務部次長兼総務課長）	近藤晋	書記（総務課主任主査）	一丸智詩
書記（総務課副主幹）	森一哉		

公開の状況 公開（一部非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

- 専決処分について（委員長報告）
- 選挙人名簿定時登録（令和8（2026）年6月）について
- みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について

3 その他

議題

名前	内容
近藤書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p>
近藤書記	<p>それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。</p>
石原委員長	<p><委員長あいさつ></p>
近藤書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
石原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。 議題（1）専決処分について（委員長報告）について、書記より説明をお願いします。</p>
一丸書記	<p>議題（1）専決処分について、説明いたします。 1ページをご覧ください。 こちらに記載の3人について、在外選挙人名簿への登録を行いましたので報告いたします。 表には、登録等を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。 2ページをご覧ください。 こちらは、今回登録を行った3人の被登録資格について確認した結果になります。 被登録資格については、 ①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと、 ②申請時において年齢満18年以上であること、 ③日本国民であること、 ④～⑥の欠格条項に該当しないこと、 ⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していること、 となっており、これら7点について本籍地に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録したことをご報告いたします。 議題（1）について、事務局からの説明は以上となります。</p>
石原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありました、ご質問等ございました</p>

	ら、お願いします。
委員	<質問なし>
石原委員長	それでは、議題（１）の専決処分について、ご異議なければ挙手をお願いします。
委員	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものとしたします。
	続きまして、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和８年６月）について、書記より説明をお願いします。
一丸書記	<p>議題（２）選挙人名簿定時登録について、説明いたします。 3ページをご覧ください。</p> <p>こちらは令和８年６月定時登録における資格要件になります。</p> <p>１ 定時登録の基準日及び登録日は、令和８年６月１日（月）本日となります。２ 登録要件は、（１）、（２）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（１）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和８年６月１日において、年齢満１８年以上の者、平成２０年６月２日以前の出生者になります。</p> <p>次に（２）住所要件としましては、</p> <p>ア 令和８年３月１日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者（住民票を移して３か月以上経過した者）</p> <p>イ 令和８年２月１日から令和８年５月３１日までに転出した者で、３か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者</p> <p>ウ 帰化した者は、帰化の届出をし、告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者</p> <p>となります。</p> <p>イのように、本市から転出した者であっても、転出後４か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>３ 抹消者については、（１）から（３）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。</p> <p>（１）は、令和８年１月３１日以前に転出した者で、転出して４か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。</p> <p>（２）は、前回の登録日から本日までに死亡した場合です。</p> <p>（３）は、欠格事項に該当した場合です。</p>

4 その他「転出者」で表示される者とは、令和8年2月1日以降の転出者であり、先ほどの2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。

令和8年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,763人、女23,752人であり、合計48,515人となります。

下に、参考として3月定時登録からの増減を示した表を記載しています。

ページをめくっていただき、5ページは投票区ごとの内訳表、6ページは前回の定時登録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、7ページは世代ごとの内訳表と前回の定時登録からの増減となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。

令和8年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男19人、女15人、合計34人となります。

前回の定時登録からの増減はありません。

下には参考として前回の定時登録からの増減を記載しています。

ページをめくっていただき、9ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。

続きまして、10ページをご覧ください。

今回の定時登録における、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数の告示となります。

今回の登録者数が48,515人となりますので、これを50で割ると、970.3となり、小数点以下を切り上げ、50分の1の数は971となります。

続いて、11ページをご覧ください。先ほどと同様、今回の定時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示になります。

今回の登録者数の48,515人を3で割ると16,171.66...となり、小数点以下を切り上げ、3分の1の数は16,172となります。

石原委員長	<p>議題（２）について、事務局からの説明は以上となります。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p>
石原委員長	<p>それでは、ご質問等なければ、採決に移りたいと思います。</p> <p>それでは、（２）選挙人名簿定時登録（令和８年６月）について、ご異議なければ挙手をお願いします</p>
委員	<p><全員挙手></p>
石原委員長	<p>ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものとしたします。</p> <p>続きまして、議題（３）みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について、書記より説明をお願いします。</p>
小野田書記	<p>議題（３）みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について、説明いたします。</p> <p>１２ページをご覧ください。こちらは条例（案）の概要になります。</p> <p>まず、趣旨ですが、本条例は「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」第３条の規定に基づき、みよし市議会議員及びみよし市長の選挙において、電子投票を実施するために必要な事項を定めるものです。</p> <p>続いて、内容ですが、本条例では、電磁的記録式投票機を用いて投票を実施すること及び電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示方法を定めます。</p> <p>１の電磁的記録式投票機による投票についてですが、みよし市の議会の議員及び長の選挙について、電磁的記録式投票機を用いて行うものとする旨を定めます。</p> <p>次に、２の電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法についてですが、法律の規定により、電磁的記録式投票機において表示すべき事項が定められております。</p> <p>その表示方法について必要な事項は条例で定めることとされておりますので、こちらに記載の①から⑤までについて条例で定めます。</p> <p>①については、電磁的記録式投票機の画面等に全ての候補者の氏名等を同時に表示させるものです。</p>

	<p>②については、五十音の中から選択した音で始まる候補者の氏名等を画面等に同時に表示させるものです。</p> <p>③については、選挙人が画面等に入力した内容に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させるものです。</p> <p>④については、電磁的記録式投票機を操作することにより候補者の氏名等を連続的に画面等に順次表示させるものです。</p> <p>⑤数名ごとに分割した候補者の氏名等を電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させるものです。</p> <p>続いて、施行期日です。次回の統一地方選から実施するため、施行期日は令和9年4月1日としています。</p> <p>13ページには参考として今後のスケジュールを記載しています。</p> <p>6月に記者会見、9月議会に補正予算と条例案を提出、議会で可決されれば、10月から機器の調達など電子投票の導入に関する準備を始め、同時に電子投票に関する啓発の準備も行っていきます。</p> <p>そして、年度が変わった4月にみよし市議会議員一般選挙が予定されています。</p> <p>14ページは条例の制定文の案文になります。</p> <p>議題（3）について、事務局からの説明は以上となります。</p>
石原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p>
委員	<p><質問なし></p>
石原委員長	<p>それでは、ご質問等なければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p>
委員	<p>（3）みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について、ご異議なければ挙手をお願いします</p>
石原委員長	<p><全員挙手></p> <p>ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものいたします。</p> <p>続きまして、3 その他について、書記より説明をお願いします。</p>
近藤書記	<p>資料の最終ページをご覧ください。</p>

	<p>6月4日2時から6月議会の定例会見があります。</p> <p>そこで、電子投票の導入決定を公式の記者会見で発表しますので、その資料になります。</p> <p>これから本委員会でも、電子投票に関して情報が出ましたら、都度委員の皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>現時点での事務方の資料ということで、多少の変更があることをご理解ください。</p> <p>以上です。</p>
石原委員長	<p>事務局の説明について何かご意見などありますか。その他全体に関することでも結構です。</p>
加藤委員	<p>先日出張した会議で他市町の選挙管理委員の方から、各市町の選挙管理委員会で投票率がもっと上がるように考えていかないといけないという話があった。しっかり考えていかなければならないと身が引き締まる思いだった。</p>
近藤書記	<p>以前の選挙管理委員会の際に親子投票の提案いただいた、子どもさんに何かないかというお話で。それについては今、事務局が考えていますので、今年度の委員会でご提示していきたい。</p>
石原委員長	<p>記念になるものというような話もちよつと提案がありましたよね。</p>
近藤書記	<p>子どもさん向けの何かというのを考えております。</p>
加藤委員	<p>昨年度話したのですが、しおりを昔投票所で配っていたのですよね。投票にみえた市民が、「家族からしおりをもらってきてほしいと言われたのですがこれですか?」とがっかりされていたことがある。</p>
近藤書記	<p>市をアピールできるようなものなど、デザインや質感的に以前の白黒印刷の紙とは違うものをお示しして、委員の皆さんに選んでいただいていくような形を取りたいと思っています。</p>
寺嶋委員	<p>投票済証は、見ていると持ち帰られるのは、5人に1人ぐらいじゃないかなという感じなので、それがちょっとした記念品になると、皆さんそれを楽しみに行く人もいるだろうし、良いのではないだろうか。</p>

石原委員長	みよしの方の投票率向上に貢献したいという企業の方、店舗の方で、お客さんが投票済証を見せると割引が受けられるなど、何か制度があったっていうのはなかったですか。
加藤委員	全員の方だと費用がかさむので抽選ができると面白い。投票済証に番号を付けて1割ぐらいの人が例えば500円ぐらいの券かもらえるとか。そうするとかなり効果があると思う。
近藤書記	なかなか選挙で、そういう抽選は難しいと思いますが、あくまで民間企業さんの取り組みとして個々に割引をしたとか、そういったことをやったというのは、他市町などで聞いたことがあります。
吉岡委員	スーパーで来店ポイントプレゼントのようなイベントもあったりするので、やれたら面白いなと思うのですがね。
加藤委員	投票率上げるためには何かメリットがないと。
近藤書記	研究していきます。
石原委員長	それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、お疲れ様でした。